

第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和元年11月14日（木）

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 3 時 4 分

出席委員

2 番委員	野 口 達 也	3 番委員	関 口 博 昭
4 番委員	土 方 清 一	5 番委員	瀧 柳 正 明
6 番委員	鳩 山 隆 史	7 番委員	元 木 幹 夫
10番委員	鈴 木 正 勝	11番委員	森 田 晃 章
12番委員	伊 藤 義 治	13番委員	原 勇
14番委員	井 上 一 郎	15番委員	熊 井 守
16番委員	杉 崎 一三六	17番委員	富 澤 保 夫
18番委員	荻 本 末 子	19番委員	小 野 一 弘

欠席委員

1 番委員	吉 井 美華子	8 番委員	榎 本 弘 行
9 番委員	川 端 宏 志	20番委員	井 上 眞 一

事 務 局

局長	元木勇治	次長	今村好一
書記	中野詳一		

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第9回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、16人の委員のご出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることをご報告します。

なお、1番議席の吉井委員、8番議席の榎本委員、20番議席の井上眞一委員につきましては、本日、都合により欠席する旨のご連絡をいただいております、9番議席の川端委員につきましては、おくれる旨の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

先日7日に実施しました今年度第2回の農地パトロール、大変お疲れさまでした。また、今週末、16日、17日と、土曜、日曜ですが、第43回の農業まつりが調布駅前広場で開催されます。委員の皆様におかれましては、当番について事務局から配付された参加確認一覧表のとおりとなりますので、それをみて、当番日にまつりのほうにご出席ください。

また、ことは駅前広場ということで、例年よりも多く市民が来場されると思いますので、よろしく申し上げます。

なお、本日総会終了後、令和元年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について協議いたします。あわせてよろしくお願ひいたします。

それでは、議事日程に従い議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、18番議席の荻本委員、2番議席の野口委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。専決処分の報告について。報告第25号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を事務局から説明します。事務局、よろしく申し上げます。

○中野書記　それでは、招集通知で送っています総会の資料をごらんください。

報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。資料の報告第25号をごらんください。農地法第4条の規定による転用届とは、農地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものであります。

番号1をごらんください。土地の所在は調布ヶ丘2丁目●●番●●，面積は576平方メートルであり，申請人は●●●●氏であります。この土地は甲州街道の八雲台小学校交差点の北西側にあります。以前，生産緑地でありましたが，相続により買い取り申し出がなされ，買い取り照会，あっせんを経まして，行為制限の解除となっております。今般，土地活用を図るため，自己転用で駐車場の建設が計画され，地目の変更をするものであります。小野副会長が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。なお，10月10日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，10月15日に受理通知書を交付しております。

専決処分 の報告については以上になります。

○議長 　ただいま事務局からの説明がありましたことについて，何かご質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ご意見，ご質問ないようですので，以上の報告を承認することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め，報告のとおり承認することといたします。

続きまして，議案第3号「生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について」を事務局から説明いたします。

○今村事務局次長 　議案第3号「故障による生産緑地法第10条の規定による証明について」，上記の議案を提出する。令和元年11月14日。提出者，調布市農業委員会会長，元木幹夫。

提案理由。生産緑地法第10条の規定により，提案するものです。

○議長 　事務局。

○中野書記 　それでは，議案につきまして説明をさせていただきます。

故障による生産緑地法第10条の規定による証明ということになります。生産緑地法第10条では，生産緑地行為制限解除の条件といたしまして，農地に関しては，生産緑地に指定後30年を経過した場合，主たる従事者に関しましては，相続，または故障の際に買い取り

申し出ができると規定されております。そして農業に従事できなくなった事由が故障によるもの場合には、農業委員会の承認のうえ、証明書を発行することとなっております。

○土方委員 故障って病気とかそういうことですよ。

○中野書記 そうですね。手がなくなっちゃったとか。そういうことも含まれます。よろしいですか。

○土方委員 はい。

○中野書記 証明の申請につきましては、証明願のほか、添付書類として対象生産緑地の案内図及び故障の原因を示す書類、お医者様の診断書等ということになっております。このお医者様の診断書には、農業に従事できない旨の記載があるものということになっております。

議案第3号の資料をごらんください。土地の所在は下石原3丁目●●番●●，品川道の太田塚の南側になります。面積は991平方メートルであります。農業の主たる従事者及び今回の申請人は●●●●氏，76歳であります。ことし，令和元年10月2日水曜日に故障の調査といたしまして，元木会長，地区担当の熊井委員及び事務局職員で現地の確認を行い，その後，●●氏のご自宅を訪問し，ご本人及び奥様と面談を実施いたしました。

故障の内容といたしましては，申請の際提出されました医師の診断書から，●●氏は現在，重度の腰痛症，へそヘルニアを発症しており，悪化すると歩行困難になる可能性が高いが，年齢と体力を考慮すると手術を行うことも難しい。また，重度の逆流性食道炎を発症しており，農作業等，前傾姿勢を繰り返すことにより悪化を招き，食道潰瘍になる可能性も十分考えられる。現在の症状を医師として総合的に判断すると手術が困難である以上，症状を悪化させないため，農業に従事することが困難であると診断されております。

ご本人から，腰痛は4年ほど前から，へそヘルニアは2年前から，逆流性食道炎は6年前から患っているということがございます。今まで頑張ってきたところですが，ふだんの生活にも支障が出始めているということでした。また，この面談の中で，病院での検査で腰痛等の疾病とは別の疾病の疑いもあるというお話が出てきたのですが，後日の連絡でそちらの疑いはなかったのですが，そちらのほうも引き続き治療が必要ということでした。

これらのことから，治療に専念するため農業を続けることが困難であると判断したとのことであります。奥様からも，ふだんの生活も腰痛からか苦しそうにしていることがふえているとの話がありました。

今まではご自分の農地，今回の申請のあった農地とすぐ近くに借地がございまして，そ

ちらを耕作していたところでございますが、今回、農業委員会で故障が認められた場合には、自己所有の土地は買い取り申し出をして、共同住宅等の建築により、生活費及び治療費に充てる予定であるということであり、借地につきましては、後継者が仕事の合間に耕作は継続していくというお話をいただいております。

これらのことから、●●氏は腰痛、へそヘルニア及び逆流性食道炎のほか、年齢による体力、運動能力の低下により、農業従事を行うことは難しいと判断をさせていただきました。よって、生産緑地法第10条による主たる従事者の証明書の交付をいたしたく、よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局からの説明がありましたことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。――ございませんか。

（「なし」との声あり）

ご質問ないようですので、以上の報告を承認することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第4、報告事項を議題とします。日程第4、報告事項。1、令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、2、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、3、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてを事務局から説明します。事務局、お願いいたします。

○中野書記　それでは、引き続き総会の資料をご覧ください。報告事項1をごらんください。令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和元年度農業委員会審議状況(1)の2段目です。今回総会での審議状況をごらんください。農地として権利の移転等があったものとして農地法第3条の許可申請、第3条の3の届け出及び18条、その他のものはありませんでした。

下の表、令和元年度農業委員会審議状況(2)をごらんください。宅地として農地転用したものではありません。所有権の移転を伴わない農地法第4条の届け出が件数1件、面積576平方メートルとなっております。所有権の移転を伴う農地法第5条は今回の届け出はありませんでした。

続きまして、一番下の表、令和元年度目的別農地転用状況についてご説明をいたします。

真ん中の表の宅地として農地転用したものの内容でございます。前回の総会審議状況で変更となった部分でございます。農地法第4条では、表の上から4段目、駐車場に転用したものが件数3件、面積1,545平方メートルであります。今回、農地法第5条はありませんでしたので、前回と変更はございません。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数29件、面積1万3,735.10平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料の報告事項2をごらんください。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は若葉町3丁目●●番●●外8筆、面積は合計で5,230平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。元木会長が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は深大寺東町3丁目●●番●●外4筆、面積は合計で846平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。井上一郎委員が現地確認をしております。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●●番●●、面積は1,064平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。野口委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。報告事項3、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてご説明をいたします。議案の3号は故障でしたが、こちらのほうは相続による証明という形になります。この届け出は、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は布田6丁目●●番●●外22筆、面積は合計で8,020.84平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。事務局職員が現地確認をしております。なお、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局からの説明がありましたことについて、何かご質問がござい

たらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ご質問もないようですので、以上の3件の報告を了承することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、報告のとおり了承することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項に移らせていただきます。

最初に、次回の総会日程についてです。次回総会は、12月19日木曜日午後3時から、調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、農業委員会会長研究集会の開催についてです。令和元年10月29日、30日に三重県四日市市及び菰野町にて2日間開催しております。資料は厚目の資料を皆さんのお手元に配付しております。いただいた資料でございます。

三重県四日市市は、昼と夜の気温差が大きく、各河川に沿った温度が高いところで、お茶の生育に適した気候であることから、全国第3位のお茶の生産地ですが、近年、こちらの資料にも表がありますが、農家数や経営耕地面積が減少傾向とのことございました。

当日は会長が出席され、事務局が随行しております。詳細なデータなどについては、配付しました資料に記載してありますので、ぜひご覧ください。

次に、以前からお伝えしておりました農業まつりの件でございます。第43回調布市農業まつりが間もなく、令和元年11月16日、17日の2日間、調布駅前広場で開催されます。また、女性部の舞踊大会はグリーンホール大ホールで開催されます。

なお、農産物展示品評会表彰式は、令和元年12月11日午後6時から、グリーンホール小ホールにて開催となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和元年度第2回事業推進協議会が令和元年11月18日月曜日午後2時から、渋谷区代々木・J A東京南新宿ビル3階309号室で開催されます。当日は会長が出席予定となっております。

続きまして、調布市都市農政推進協議会役員会が令和元年11月22日月曜日午後5時から開催されます。こちらも同じく当日は会長が出席予定となっております。

続きまして、その他というところなのですが、東京都農業会議から農業委員等の

綱紀肅正についての文書が来ております。こちらは皆さんに配付しております。農業委員会における公正公平な職務の遂行に向けて引き続き取り組むようお願いする文書でございます。後にご一読ください。

また、本日農地パトロールの結果や、農業対策ニュースなども配付しております。その他、全国農業会議所から農業委員会組織による令和元年台風第19号等災害義援金の活動の実施が来ております。まずはご一読いただいた上で不明な点がございましたら、事務局担当までお問い合わせください。

○中野書記　　今、局長から説明がありました農業委員会組織による令和元年度の台風19号災害義援金について補足させていただきます。

去年も台風による被害があったりしまして、同じように農業会議を通しまして、義援金のお話をいただいております。前回もそうだったのですが、もし農業委員の皆様からの了解を得られれば、1口1,000円ということになっておりますので、農業委員会の互助会から事務局が送金させていただければと思っております。後で会長から一言確認していただいて、よろしいですかということいただければいいと思うので、ぜひ皆様、よろしくお願いいたします。

○議長　　今、事務局の中野さんから説明がありましたとおり、台風19号の義援金、1人1,000円ということで募集が来ていまして、前期の農業委員会的时候も義援金の募集が来ていまして、そのときは皆さんから互助会費、1万円ずつお集めしているのですよね。その中から1人1,000円ずつ義援金を出したのです。今回も同じように皆さんからもう既に互助会費で1万円お預かりしておりますので、その中から義援金を出すということによろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしということで、その件はそのように対応をお願いします。

○中野書記　　わかりました。では、あともう少し。今のお話を受けて、事務局のほうで処理をさせていただいた後に、確定申告で使える預かり証というものを各個人宛に農業会議から送ってきます。これが1月ぐらいになるかと思うのですが、そのときには皆様にお配りをさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○土方委員　　義援金は確定申告で落とせるのですか。

○中野書記　　確定申告で控除の対象になるようなことはしていましたけれども。

○土方委員　　まあ、いいけれども、税理士に聞きます。

○議長 各税理士さんと相談してください。ここで絶対とはいえないので。

○土方委員 そうですね。

○議長 説明の中でほかに何かご質問はございませんか。

○荻本委員 済みません、確認です。農業まつりの午前、午後の時間を……。始まりが10時で終わりが4時というのはわかるのですけれども、何時から何時までと教えていただきたいのです。

○中野書記 委員さんの拘束の時間ということですか。

○議長 いや、違います。全体でしょう。

○荻本委員 午前は何時から何時までで午後は何時から。

○土方委員 午前は何時から何時まで、午後何時から何時までと聞きたいのではないですか。この間、うちには来ましたよね。午後は12時半から3時。そうでしたよね。

○議長 そうです。

○今村事務局次長 では、済みません、念のために改めまして、また皆様のほうにご連絡させていただきます。

農業まつりにつきまして、午前の部に当たっている委員さんにつきましては10時から12時30分までとなります。午後の部に当たっていらっしゃる委員さんにつきましては12時30分から3時ということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。森田さん。

○森田委員 当日ハッピーを着るといっているのですけれども、その下はどんな格好のほうがいいのでしょうか。

○議長 例年はふだん着で。ぼろぼろでなければ。

○土方委員 派手派手とか。

○議長 余り派手派手というのはあれかもしれませんけれども、通常に。

○土方委員 はんてんを着るのでしょうか。

○議長 それでははんてんを着ますので。当日、気温がどうのこのわかりませんが、風邪を引かないような格好でお越しく下さい。お願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

ご質問もないようですので、本日の日程は全て終了したので、第22期第9回農業委員会

総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時34分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

18番委員

2番委員